

## 5. その他関連計画との連携について

### 5-1 久留米市都市計画マスタープラン

本市の都市づくり全般に関わる基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」では、「水と緑の人間都市」を基本理念として、4つの“都市づくりの目標”を定めています。

地域公共交通においても、これらを目標とした取り組みを推進し、地域が目指す将来像の実現に寄与していくことが求められます。

#### 【都市づくりの基本理念】

水と緑の人間都市

#### 【目指す都市の姿】

- ①誇りがもてる美しい都市 久留米
- ②市民一人ひとりが輝く都市 久留米
- ③活力あふれる中核都市 久留米

#### 【都市づくりの目標】

##### 目標① 安全・安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり

- 多様な機能がコンパクトにまとまった、まちなか居住の推進
- 鉄道駅などの交通拠点を中心に交通サービスを楽しむ沿線居住の推進
- 平時及び災害発生時にも円滑にサポートできる安全・安心な都市基盤の形成
- 市民や様々な団体との協働による、セーフコミュニティの仕組みの活用

##### 目標② 地域特性を活かした土地利用による魅力あふれる都市づくり

- 産業や自然環境、居住環境等の各地域の特性が活かされる適切な土地利用
- 各地域の生活拠点や集落においても、地区特性に応じた居住環境の創出
- 中心拠点と各地域の生活拠点を結ぶ道路や公共交通による交通ネットワークの形成

##### 目標③ 水と緑に恵まれた環境と共生する都市づくり

- 環境負荷の少ない鉄道、バス等の公共交通機関や自転車等の利用促進
- 自然的資源の保全や都市内の緑化など、本市の魅力や個性を高める景観づくり

##### 目標④ 人、物、情報が行き交う活力ある都市づくり

- 生活・産業・観光などにおける市内外の交流の拡大
- 中核市として、人、物、情報が行き交う元気な都市づくり

# 将来都市構造図

将来都市構造は、計画的かつ効率的に整備すべき都市的土地と保全や活用を図るべき自然的土地などの大まかな土地利用のあり方を示すゾーン、都市機能の集積を図るべき拠点、拠点どうしの人や物の結びつきを示す軸により明確化します。

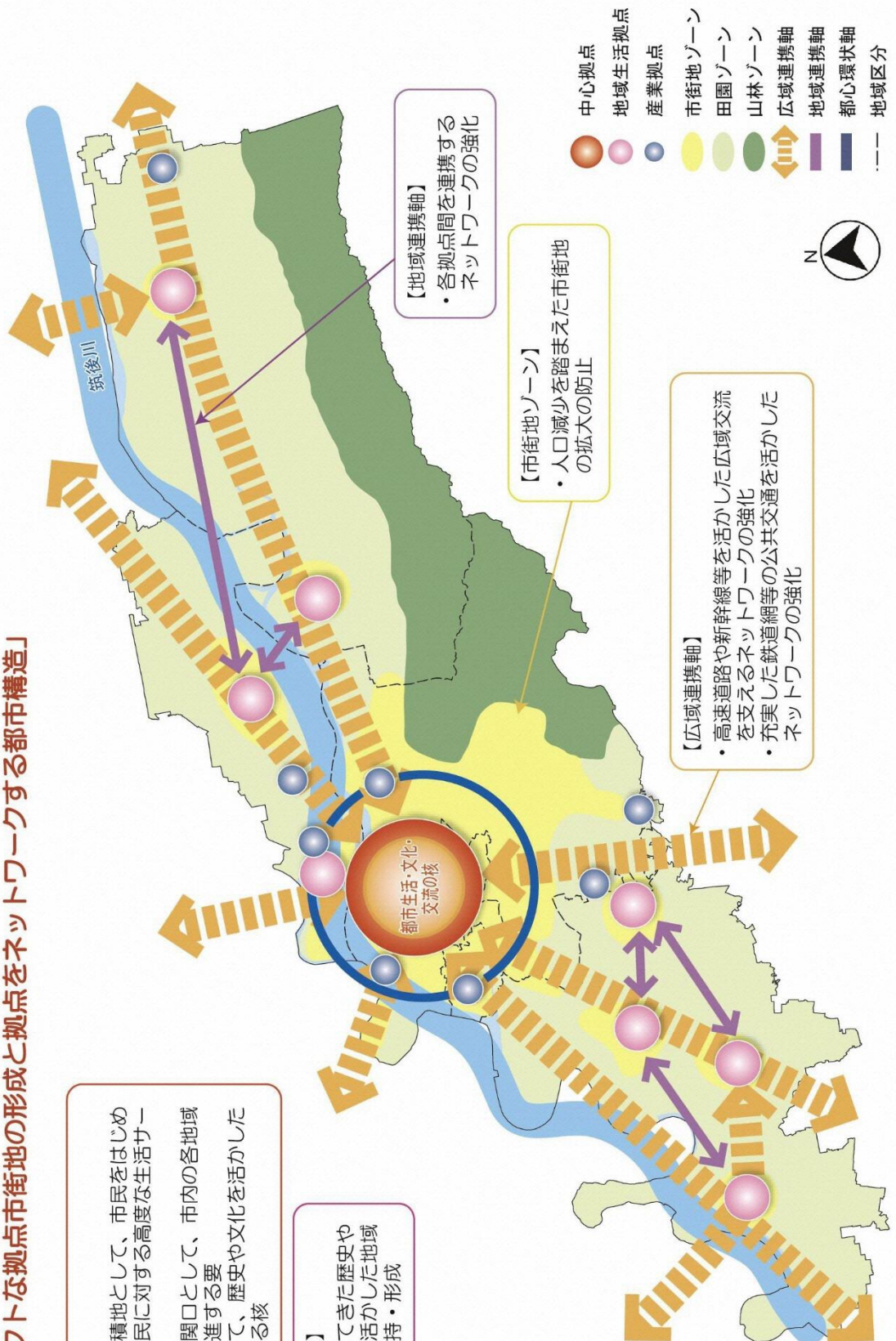
## 「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワーク化する都市構造」

### 【中心拠点】

- 都市機能の集積地として、市民をはじめ県南地域の住民に対する高度な生活サービスを提供
- 広域交通の玄関口として、市内の各地域との連携を促進する要
- 本市の顔として、歴史や文化を活かした交流を促進する核

### 【地域生活拠点】

- 各地域が培ってきた歴史や文化・個性を活かした地域生活拠点の維持・形成



地域公共交通網形成計画の目標

地域公共交通の目標像

地域公共交通に関する基本的な方針

地域公共交通網形成計画の目標・施策・評価指標

計画の進め方について

資料編

## 5-2 久留米市都市交通マスタープラン

本市の総合的な都市交通施策の指針として策定した「久留米市都市交通マスタープラン」では、「都市活力の向上」、「安全・安心な暮らしの実現」の視点により、都市交通の2つの基本目標を定め、これらを実現していくための基本方針を設定しています。

### 久留米市の強みを活かし、活力を育む地域公共交通体系

#### 「都市の活力向上」の視点

- ・ まちなかに便利で快適な地域公共交通のあるまち
- ・ 市域内外の連携・交流を高める地域公共交通のあるまち
- ・ 豊かな地域資源を活かす地域公共交通のあるまち

### 誰もが安全・快適で、安心して暮らせる地域公共交通体系

#### 「安全・安心の暮らしの実現」の視点

- ・ 安全・快適に移動できる地域公共交通のあるまち
- ・ 安心して暮らせる地域公共交通のあるまち

#### 基本方針1 市域内外の連携を支える地域公共交通網を形成します

市域内外の移動を支える鉄道や幹線バスの機能向上を図るとともに、多様な交通サービスとの連携の強化や、市内外から中心拠点へのアクセス向上を図り、他都市や市内各拠点との連携・交流を促進する地域公共交通網を構築します。

#### 基本方針2 魅力と賑わい溢れる中心拠点づくりを支援する地域公共交通環境を形成します

中心拠点における公共交通のさらなる充実を図ることにより、快適で利便性の高い地域公共交通環境を構築します。

#### 基本方針3 地域資源を活かした観光振興を支援する地域公共交通環境を形成します

観光との連携を強化することにより、地域活性化に寄与する地域公共交通環境を構築します。

#### 基本方針4 多様なニーズに見合った生活交通を充実していきます

交通需要や交通特性を考慮しながら、誰もが安心して暮らせる生活に必要な公共交通を確保します。

#### 基本方針5 誰にとっても安全な地域公共交通環境を整えていきます

高齢者や障害者、外国人等の移動が困難な人にとっても、日常生活において安全・円滑に移動できる地域公共交通環境を構築します。

#### 基本方針6 環境負荷が小さい移動手段である公共交通への転換を図ります

自家用車中心の生活を見直し、公共交通等の環境負荷が小さい移動手段の利用促進に向けて、交通施設の整備や意識啓発活動を実施していきます。

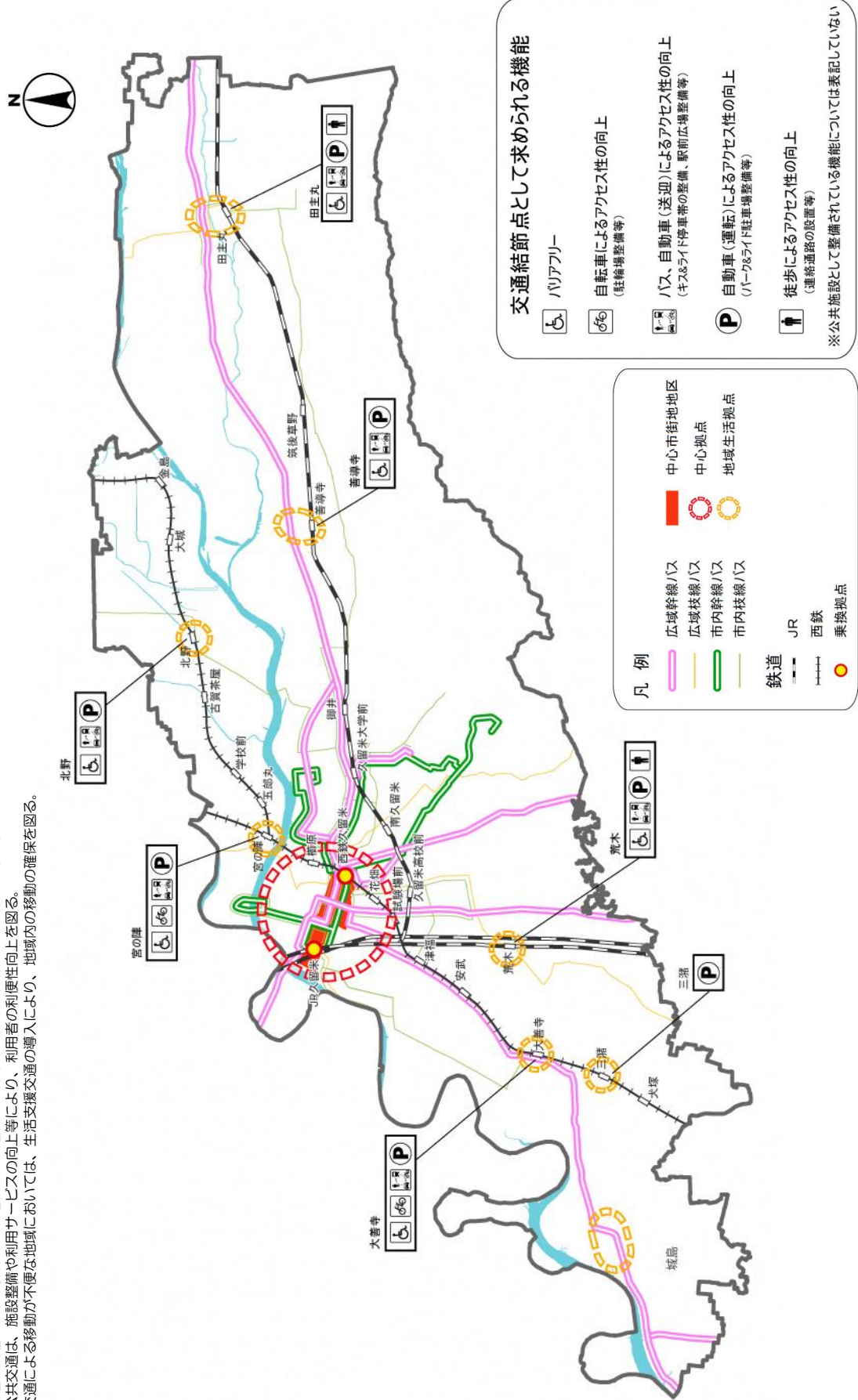
#### 基本方針7 公共交通利用者の維持・拡大を図ります

将来にわたって市民の安全・安心な暮らしを支え続ける持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、公共交通利用者の減少に歯止めをかけ、維持・拡大を図る取り組みを実施していきます。

# 将来公共交通網

《将来公共交通網形成の基本的考え方》

- 公共交通の交通軸となる幹線公共交通網は、鉄道、広域幹線バス、市内幹線バスにより形成する。
- 幹線公共交通は、施設整備や利用サービス向上等により、利用者の利便性向上を図る。
- 公共交通による移動が不便な地域においては、生活支援交通の導入により、地域内の移動の確保を図る。



地域公共交通網  
形成計画の構想

地域公共交通の目標像

地域公共交通に関する  
基本的な方針

地域公共交通網形成計画の  
目標・施策・評価指標

計画の進め方について

資料編

## 5-3 久留米市立地適正化計画

久留米市立地適正化計画では、久留米市都市計画マスタープランで掲げた将来都市像「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」を実現化するための方策として、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、都市機能誘導区域内への各種生活サービス施設の維持・誘導、居住誘導区域内の一定の人口密度の確保、また、各区域間を相互に結ぶ公共交通ネットワークを確保していくこととしています。

この公共交通ネットワークは、基幹公共交通網、広域幹線バス網を対象としており、特に路線バスについては運行頻度片道30本/日以上サービス水準を有するバス停をもって居住誘導区域の設定を行っているため、このサービス水準を今後も確保していくことが必要です。

また、各地域生活拠点においては、鉄道駅における交通結節機能の強化などの公共交通を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

### ▼居住誘導区域の区域設定基準

#### 区域設定について

区域設定の基準

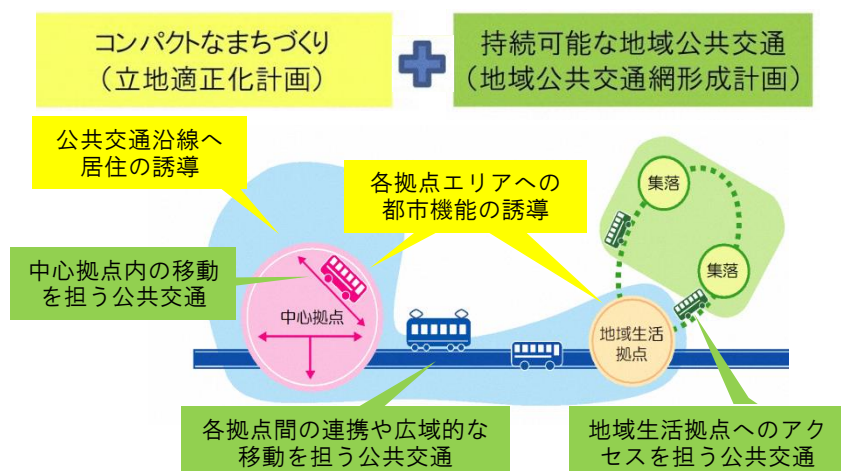
以下の全てを満たす区域

- 市街化区域内又は用途地城内
- 一定規模の人口が集積する区域  
将来的にも、人口密度40人/ha以上(市街化区域程度)を維持することが可能と考えられる区域
- 拠点周辺及び公共交通の利便性が高い区域  
市役所・総合支所から800m圏域※<sup>1</sup>  
鉄道駅から800m圏域※<sup>1</sup>、バス停から300m圏域※<sup>1</sup>  
対象:基幹公共交通網※<sup>2</sup>  
:広域幹線バス網(※<sup>3</sup>)のバス停  
:久留米市都市計画マスタープランで示す中央部地域のバス停

以下の区域を除く

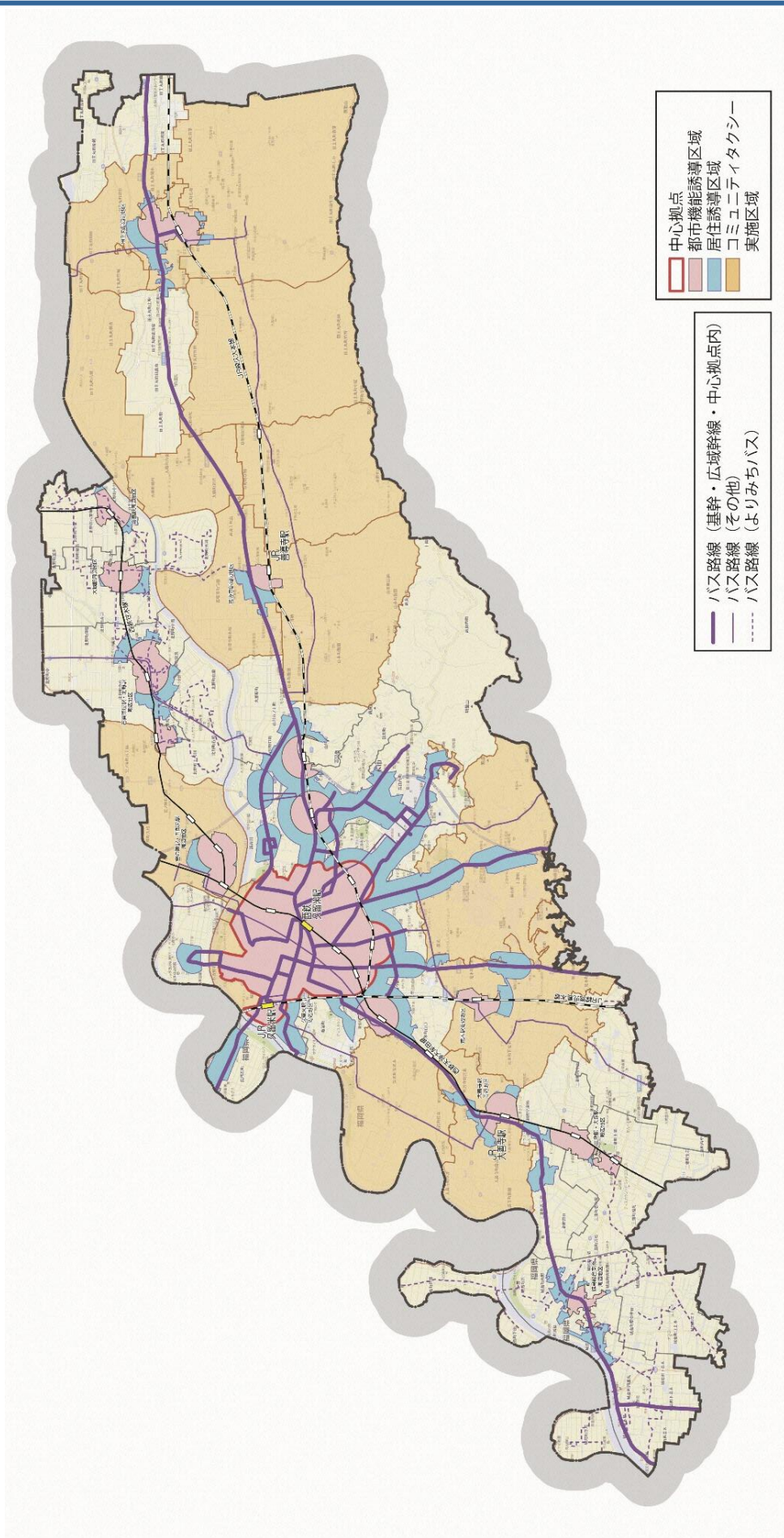
- 工業系の用途地域であり、居住を誘導するに相応しくない区域
- 災害のリスクがある区域(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)

※<sup>1</sup> 鉄道駅及びバス停などからの徒歩圏は、「都市構造評価ハンドブック」に位置付けられた徒歩圏から設定  
 ※<sup>2</sup> 鉄道駅及び運行頻度が片道30本/日以上サービス水準を有するバス停  
 ※<sup>3</sup> 久留米市都市交通マスタープラン(H25.2)に位置付け



▲立地適正化計画と地域公共交通網形成計画との連携イメージ

# 都市機能誘導区域、居住誘導区域と公共交通ネットワーク



※令和2年3月末時点

地域公共交通網  
形成計画の概要

地域公共交通の目標像

地域公共交通に関する  
基本的な方針

地域公共交通網形成計画の  
目標・施策・評価指標

計画の進め方について

資料編